

令和 4 年 4 月 1 日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人育秀会
理事長 中村 喜江

社会福祉法人育秀会では多くの女性職員が活躍し、キャリアアップ出来る機会が提供されていることが確認できた。今後は全ての職員が仕事と家庭生活を両立し、専門的な能力が発揮できるよう次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1：女性職員の育児休業取得率 100%を維持するとともに、男性職員の育児休業制度の活用が進むよう整備をより推進する

＜取組・実施時期＞

- 令和 4 年 4 月～ アンケート調査を行い、ニーズの確認と課題の洗い出しを行う
- 令和 4 年 4 月～ 男性職員対象者に仕組みや取得方法等の周知活動を随時行う

目標 2：職員の定着を図り離職率を低下させるために、管理職・監督職のハラスメント研修の受講率を 70%以上にする

＜取組・実施時期＞

- 令和 4 年 4 月～ 毎年ハラスメントチェックを実施する
- 令和 4 年 11 月～ 管理職・監督職のハラスメント研修を実施する
- 令和 4 年 12 月～ 70 周年記念式典にて永年勤続者表彰を行う